

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
今後、道路の円滑かつ安全な交通の確保方策について、國の方でどのように技術的な検証がなされ、検討が進められるか具体的な方針を示していただきたい。 また、本市が争える路外駐車場の出入口設置基準の緩和については、駐車場法施行令第7条第2項の規定に基づき、道路の円滑かつ安全な交通を確保するため、次に掲げる項目において、道道路管理者及び交通管理者との協議を踏まえ、歩行者の安全性を確保すること。 ①路面電車の停留場は、防護柵等を設けることにより歩行者の安全性を確保すること。 ②道路の円滑かつ安全な交通の確保するため、路外駐車場の入出庫は左折のみであり、また、道路での駐車場入出庫待ちが生じないようなスムーズを十分に確保すること。 ③周辺の道路交通量を考慮すると、交通安全上支障があると交通管理者が判断する場合、路外駐車場の出入口の適切な場所に交通誘導員を配置するなどの安全対策を講じること。 以上、道路の円滑かつ安全な交通の確保方策については、これらの項目を具体的な事例ごとに道路管理者及び交通管理者との協議を経て緩和すべきものと考える。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○市がりかどや電停付近であっても現場の状況に応じて、路外駐車場出入口の設置が可能となるよう設置規制を緩和すべきではないか。 ○路外駐車場出入口の設置規制の緩和に当たっては、安全確保のための方策を一律に定めることが等とはせずに、個々の道路状況等を踏まえた柔軟な対応を行えるような形にしていただきたい。	
地域公共交通網形成計画(以下、「網形成計画」という。)の策定は、各地方自治体へ義務付けられているものではないこと、また、網形成計画は将来に向けた地域公共交通のグランドデザインであって、個々のバス停留所の取扱いについてまで定めているものではないことから、網形成計画とは関係なく、地域の実情に応じ、当該地域の地場交通関係者とえた地域公共交通会議において合意を得られた場合には、認めてべきと考える。 また、市役所における車両の駐停場係る取扱いについては、警視庁及び国土交通省より示された周知済みの内容については、実態として、そのことを把握していない地方公共団体が多いため、再度周知を図るべきではないか。 そのため、これまで上位計画にて示されており、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通実施計画作成のための手引きにおいて記載して周知しているが、国土交通省においてはこの制度の仕組みが周知されていないことから、警視庁及び国土交通省において連携をとりながら、地方自治体及びバス事業者への周知等の実効性ある方法について検討していただきたい。	【新潟市】 地域公共交通網形成計画は、マスター・プランとしての役割を果たすものであり、路線に使う車両や停留所の具体的な位置などを定めることは、同計画の性質上難しいと考える。 また、再編実施計画については、地域公共交通網形成計画(マスター・プラン)を実現するための実施計画であることから、車両や停留所の位置などを定めることはできるが、同計画の策定においては、関係する市町村や区域内の全ての交通事業者が必要などからも、当市も含めて実現が難しくなるのが現状である。 そのため、これまで上位計画にて示されており、地域公共交通会議において交通規制の可否を検討し、合意されたものについては、駐車又は停車ができるよう柔軟に対応していただきたい。	【全国知事会】 提案団体の提案に沿って、地方自治体へ適切に周知を行うべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○警察庁の通達では「地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関する協議等」に当たり適切に対応する旨が記載されているが、地域公共交通会議・運営協議会で協議が図ったものについても、地元の同意として警察としても尊重する旨、地方公共団体地場交通担当部局及び都道府県公安委員会に周知すべきではないか。 ○少なくとも第1次回答で警視庁及び国土交通省より示された周知済みの内容については、実態として、そのことを把握していない地方公共団体が多いため、再度周知を図るべきではないか。 そのため、これまで上位計画にて示されており、地域公共交通会議において交通規制の可否を検討し、合意されたもののみでなく、当該部局に対し直接通知するべきではないか。			
地域住民の足の確保を図る上で、デマンド交通や自家用有償旅客運送等、路線バス以外の交通体系が大きな役割を果すこととなった実情を踏まえ、停留所等の規制に関して、デマンド交通や自家用有償旅客運送等を路線バスと同等に取り扱うことが合理的な場合について検討を行うべきが必要と考える。 警視庁の通達においては、路線バスと同様にデマンド交通や自家用有償旅客運送等が路線バスの停留所付近に停車することが特例的に可能とされる場合、地域公共交通網形成計画の作成及び実施がなされる際に限られていると受け止められるが、より幅広く路線バスと同様に取扱われるべきである。 地方公共交通網形成計画の作成は全市町村でなされるものではなく、他方で地方公共交通会議は、道路運送法施行規則等に基づき地域の実情に即した乗合旅客運送の態様等を協議する場として位置づけられているなど、地域の関係者の意向形成の方法は多様である。このため、地方公共交通活性化法を基づき、規制に限定せざる限り、地域公共交通会議等で意向形成が図られた際に一つの参考となる結果である。 また、警察署における駐車規制の取扱いについては、これまで警視庁は都道府県警察署等において適切なお店をどのように選ぶかを突出し、国土交通省はホームページ上に記載している「地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成のための手引き」において記載して周知を行っているが、なお依然として地方自治体への周知は不十分な現状であることから、地方自治体の地域交通担当部局にも取扱いが明確に周知されるよう、改めて適切な対応を行るべきである。 加えて、地方自治体が事前に考慮する際の参考とするため、今後停車を認められた事例など具体例についても、周知することとされたい。	【新潟市】 地域公共交通網形成計画は、マスター・プランとしての役割を果たすものであり、路線に使う車両や停留所の具体的な位置などを定めることは、同計画の性質上難しいと考える。 また、再編実施計画については、地域公共交通網形成計画(マスター・プラン)を実現するための実施計画であることから、車両や停留所の位置などを定めることはできるが、同計画の策定においては、関係する市町村や区域内の全ての交通事業者が必要などからも、当市も含め策定が進んでいないのが現状である。 そのため、これまで上位計画にて示されており、地域公共交通会議において交通規制の可否を検討し、合意されたものについては、駐車又は停車ができるよう柔軟に対応していただきたい。	【全国知事会】 提案団体の提案に沿って、地方自治体へ適切に周知を行うべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう、積極的に検討していただきたい。	○警察庁の通達では「地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関する協議等」に当たり適切に対応する旨が記載されているが、地域公共交通会議・運営協議会で協議が図ったものについても、地元の同意として警察としても尊重する旨、地方公共団体地場交通担当部局及び都道府県公安委員会に周知すべきではないか。 ○少なくとも第1次回答で警視庁及び国土交通省より示された周知済みの内容については、実態として、そのことを把握していない地方公共団体が多いため、再度周知を図るべきではないか。 そのため、地方公共団体の地域交通担当部局に確実に周知がなされるよう、手引きへの掲載のみでなく、当該部局に対し直接通知するべきではないか。			
(保険料の支払状況報告の義務化) JD共済又は全国医療介助共済に加入している代行業者については、國の技術的助言により、毎月、両井子から提供資料に基づき、法第21条各項に基づき報告義務を行い、法第12条の損害賠償請求額の算定を認定しているが、他の保険会社に加入している場合は、当該報告を代行業者が提出しなくてはいけない。併せて、保険料が払いの場合は、毎月、当該報告を各都道府県から代行業者に求めらるる必要があります。報告をされるための業務量が膨大になるだけではなく、損害賠償措置の履行状況の把握が遅延し、代行業者に対する指導を遠ざかに行うことができない。 利用者保護の観点から、損害賠償責任保険料の支払い状況の報告の義務化は必要であり、条例で規定するにても、そのための明確な根拠規定を法令に設けるべきと考えるが、第1次回答において、現行の法第21条第2項に基づき条例で規定できることとのことなので、少なくともこのことについては地方公共団体に対し通知等により周知していただきたい。	【全国知事会】 適切な指針、監督体制が構築できるよう提案の実現を求める。その際、条例等により各自治体が地域の実情を反映する数量が認められるよう配慮して制度設計すること。 また、損害賠償責任保険の保険料の支払い状況の報告の義務化については、所管省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、その強制方法等を含めて提案の趣旨を踏ま根拠等を明らかにすべきである。 ○損害賠償責任保険の保険料の支払い状況の報告の義務化については、法第21条第2項に基づき条例で規定するにても、そのための明確な根拠規定を法令に設けるべきと考えるが、第1次回答において、現行の法第21条第2項に基づき条例で規定できることとのことなので、少なくともこのことについては地方公共団体に対し通知等により周知していただきたい。	○損害賠償責任保険の保険料の支払い状況の報告の義務化については、法第21条第2項に基づき条例で規定するにても、そのための明確な根拠規定を法令に設けるべきと考えるが、第1次回答において、現行の法第21条第2項に基づき条例で規定できることとのことなので、少なくともこのことについては地方公共団体に対し通知等により周知していただきたい。	○損害賠償責任保険の保険料の支払い状況の報告の義務化については、法第21条第2項に基づき条例で規定するにても、そのための明確な根拠規定を法令に設けるべきと考えるが、第1次回答において、現行の法第21条第2項に基づき条例で規定できることとのことなので、少なくともこのことについては地方公共団体に対し通知等により周知していただきたい。			
料金は民間事業者の経営の根幹に関わるものであり、通常、民間事業者が自由に設定している。代行業者の自制を求めるため、國のガイドラインに「新しい料金の場合、独自定義の不正廉売に該当する場合がある」と示されているが、法的根拠なしでは、各都道府県が利用料金についてガイドライン以上の指導を行なうことは誤解がある。 また、毎年7月1日静岡県の見直し、条例による料金設定の可否について静岡県の見直し、料金について条例で規定することはできない旨の回答は、各都道府県に示されていましたが、そのための根拠を明確に規定したい。また、条例による料金設定の可否について条例で規定できるものとすることでの、少なくともこのことについては地方公共団体に対し通知等により周知していただきたい。	【全国知事会】 料金は民間事業者の経営の根幹に関わるものであり、通常、民間事業者が自由に設定している。代行業者の自制を求めるため、國のガイドラインに「新しい料金の場合、独自定義の不正廉売に該当する場合がある」と示されているが、法的根拠なしでは、各都道府県が利用料金についてガイドライン以上の指導を行なうことは誤解がある。 また、毎年7月1日静岡県の見直し、条例による料金設定の可否について静岡県の見直し、料金について条例で規定できるものとすることでの、少なくともこのことについては地方公共団体に対し通知等により周知していただきたい。	料金は民間事業者の経営の根幹に関わるものであり、通常、民間事業者が自由に設定している。代行業者の自制を求めるため、國のガイドラインに「新しい料金の場合、独自定義の不正廉売に該当する場合がある」と示されているが、法的根拠なしでは、各都道府県が利用料金についてガイドライン以上の指導を行なうことは誤解がある。	料金は民間事業者の経営の根幹に関わるものであり、通常、民間事業者が自由に設定している。代行業者の自制を求めるため、國のガイドラインに「新しい料金の場合、独自定義の不正廉売に該当する場合がある」と示されているが、法的根拠なしでは、各都道府県が利用料金についてガイドライン以上の指導を行なうことは誤解がある。			